

日本記者クラブ会報

記録版

◇第7回記者研修会「事件の取材と報道二〇〇四」作成まで

事件・事故報道での主体性

津山 昭英

(朝日新聞社報道と人権委員会
事務局長・紙面審議会事務局長)

これまでの朝日新聞社の「記者用ガイドライン」は人権侵害をどう防ぐかという観点でつくれられた。今回は書かれる側の立場の人権と調和をはかつてどう書くか、書いていくにはどうしらいいかという視点で改訂された。

メリハリをつけて、「公共性」があり伝えなければならない情報は主体的に判断して伝えていく。そのためには記者一人ひとりが報道の意味や役割、さらには報道と人権のはかり方の判断の枠組みを、体にしみこませて取材や報道に当たらなければならない。そのための手引きがことし全面改訂された「事件の取材と報道二〇〇四」である。

警察の匿名発表の拡大は、世間に広がりつつある「個人情報のプライバシー化」と関係している、と津山氏はいう。プレスの側が報道とプライバシーの調和をはかる物差しを示し、社会に働きかけていかないと、書ける範囲がどんどん狭まり、報道の使命達成が難しくなり、メディア規制の動きを止めることもできなくなるだろう、とも。

現在は、報道と人権委員会事務局長兼紙面審議会事務局長という立場です。それ以前は編集局長補佐として、主に朝刊の当番編集長を二年半ほどやっていました。そのときに、

きょう(8・27)お話しします事件報道の手引きの改訂に取りかかったわけです。改訂を提案したのは、去年の春で、具体的な作業に入ったのは七月です。一年少しかか

東京都千代田区内幸町一丁目一
日本プレスセンタービル
①社団法人 日本記者クラブ
電話 三一七五二二七二

つてようやく完成したということです。

朝日新聞が事件報道の指針をまとめた冊子をつくり始めたのは、一九九〇年八月です。今回で四回目ですから、三、四年に一回ずつ改訂してきたことになります。

ということは、この間、特に八〇年代の後半から今日に至るまで、いかに事件報道をめぐる環境が変わってきたかということをあらわしているだろうと思うわけです。
最初にこの事件報道の手引きがどんなふうに変わってきたか、簡単にお話したいと思います。

私は一九七〇年入社なんですが、私が入ったころは、精神障害者は匿名にしましようと少年事件は匿名ですよとか、せいぜいその程度の指針しかなかつた。だから、「報道陣をにらみつけながら連行された」とか、「平然と朝食をたいらげた」とか、こういう記事を書いて、主に読者の正義感をあおってきたわけです。そういう記事を書いても何も文句をいわれなかつた。

それが変化し始めたきっかけの一つは、死刑再審の影響です。きょうは袴田事件の再審

16ページ

王毅新中国大使昼食会の質疑応答

(全文)

の棄却決定がありましたが、死刑再審が八〇年ごろから注目され始めた。免田事件、皆さんが存じですね。熊本の人吉市で祈禱師が殺された。免田栄さんという人がつかまつて死刑が確定しました。もともとアリバイがあつたんですが、アリバイが認められて無罪になつたのは、確か八二年七月です。

そのころ、司法記者をやつていました。熊本地裁八代支部まで出張し、無罪判決の記事を書いたのを覚えています。

それから、財田川事件。これは香川県の財田川町というところで起きた事件です。その後に松山事件。四国ではなく宮城県松山町。仙台の少し北の方にあります。そこで起きた事件です。それから、島田事件。静岡県島田市です。このように死刑再審事件で、四件も相次いで無罪が出てきました。死刑囚が生きて出てきたという、世界の刑事裁判史上例のないことが起きた。

これらの事件発生当時の報道はどうだったんだろうかと、読んでみたのですが、かなりひどいことを書いているわけです。ただ、このときの批判は、主に自白偏重の裁判とか、捜査への批判が主で、報道の側への批判までには至らなかつた。ただし社の内部では、反省といいますか、報道のあり方への反省が生まれていたわけあります。

犯人視報道での批判

その後、八〇年代の半ばごろから急速に、事件報道は変わってきた。象徴的な出来事の一つに、浅野健一さんの本が出たことがあります。「犯罪報道の犯罪」です。これは大変刺激的な題名でした。それが一九八四年です。

それからもう一つは、小野悦男事件。これは一九七四年の六月から八月にかけて、首都圏で八人の女性が相次いで行方不明になって、死体となつて出てきたという、連續女性殺人事件です。小野悦男が最初は窃盗罪の別件で逮捕されました。そして、八件のうちの一件、松戸の女性殺人に絡んだに違いないというこ

とにあって、再逮捕された。それを契機にして、報道では連続殺人犯にされたわけです。八〇日間、警察の留置場で拘留された。その間の自白調書がほとんど採用されなかつたんです。違法な捜査だと。結局は松戸の事件だけで起訴され、それも無罪になつた。このときは犯人扱いをして書いたということを拡大することを主張した。こうしたことには、原則匿名報道実現に向けて、匿名の範囲を広げることを主張した。こうしたことによく、メディアは厳しい批判を浴びた。これが大きな転機の一つになつた。これは皆さんも覚えておいでいいんじゃないかと思います。

ただ、小野悦男に関していえば、後から同居の女性殺し、それから幼い女の子をいたずら目的で誘拐して殺そうとした、ということで無期懲役の判決を受けています。その後、八七年には日弁連の人権擁護大会で「人権と報道に関する宣言」が採択されました。宣言はこうなつてているのです。

「最近、マスメディアにおいて、興味本位や営利主義に流れ、報道本来の目的を逸脱する傾向が強まり、個人の名誉、プライバシーを不当に侵害する事例が多発し、また性差別を温存、助長する例も解消されていない」

こういいまして、一番目に、報道に関して、公共性、公益性との関連の程度に応じて、報道される側の名誉、プライバシー等を十分に配慮し、行き過ぎた取材及び報道をしないことを求めた。

二番目に、犯罪報道においては、捜査情報への安易な依存をやめ、報道の要否を慎重に判断し、客観的かつ公正な報道を行うとともに、原則匿名報道実現に向けて、匿名の範囲を広げることを主張した。こうしたことによく、こたえる形で、メディア側で事件報道の改革が進んだわけです。

まずNHKが八四年に容疑者呼称を始めたんです。それまで逮捕された被疑者はすべて呼び捨てだつたんですが、被疑者に「容疑者」という言葉をつけた。産経新聞は、途中でやめましたが、たしか肩書き報道をやつたんで

す。とにかく八四年ごろから、そういう動きが出てきた。

朝日新聞はどうだったかというと、小野悦男事件というのを松戸ですかね、千葉支局、今は千葉総局と呼んでいますが、そこの管内の話です。改革は、やはり一番鋭く報道のあり方が批判されたところから始まるものです。千葉支局では、八六年ごろから具体的な事件報道改革の取り組みが始まりました。

一番特徴的なことは、客観的な事実と警察の言い分などを分けて書こうということでした。いまでいえば当たり前ですが、「警察はこう発表しました」という書き方をしましょう、と。発表した事実を、「なになにと白供した」というふうに、客観的な事実のように書くのはやめようじゃないか、と。そういうことなどを目標に始めたわけです。それから、もつと続報を書こうとか、記事の出所をできるだけ明らかにするとか、いろいろ始めたわけです。同時に、先ほど申しました島田事件の地元の静岡支局でも、同じような改革の動きが始まつたわけあります。

宮崎勤、綾瀬女子高生事件

ここまででは、改革の助走期間でした。事件報道にとって改革の年は八九年で、この年が

エポックになった。

八九年の事件としては、まず宮崎勤事件があります。女の子を次々に殺して、自宅に持ち帰って、遺体を切り刻んだりしたという事件ですが、宮崎勤事件ではものすごい分量の報道をした。

某新聞は、このとき、宮崎勤は山の中に小屋を持っていた、そこで殺した、バラバラにしたという大誤報もした。

過剰報道ではないかと厳しい批判を浴びた。この宮崎勤事件から、事件報道が新聞に占める比重というのはかなり下がってきたと思います。事件報道の総量抑制といいますか、そういう動きが出てきたということです。

それと、宮崎勤事件では、メディアスクラムが問題になりました。幼い女の子が殺された葬儀会場で、テレビカメラのコードを持つて、その前を走り回るとかがあつて、これもかなり批判を浴びた。

それから、綾瀬の女子高生コンクリート詰め殺人事件。つい最近、そのときの少年の人がまた事件を起こしたとして逮捕され、報道されました。最初は十二月一日付の一面社告で、「本日の紙面から刑事事件の被疑者を呼び捨てにしません。容疑者呼称とします」でした。

次に十二月二十五日、容疑者の顔写真や連行写真の紙面掲載については慎重にやりましょということを決めて、翌年の九〇年三月十一日付の朝刊五面で、これを紹介したわけです。

そして九〇年八月には「微罪、軽過失事件の被疑者、ひつたくりのような単純な一過性

の扱いがぐつと抑えられていった。途中から、顔写真も名前も報道から消えていきました。

このとき「週刊文春」が少年の実名と顔写真を載せて、「野獸に人権はない」と。これは有名な言葉ですが、そういうことで載せたわけです。少年法と事件報道の関係が論議になつたのですが、私たちにとっては主に、被害者の報道をどうするかという課題を突きつけられたわけです。

こういういろんな課題にこたえようと、八九年に朝日新聞は、編集局長の諮問機関として、事件報道小委員会を発足させます。事件担当デスクが集まつて問題を論議していく。この年には紙面審議会という、社外の識者による社長の諮問機関（いまは編集担当の諮問機関）が発足し、事件報道も論議していただいた。そして、次々に改革の社告を出した。最初は十二月一日付の一面社告で、「本日の紙面から刑事事件の被疑者を呼び捨てにしません。容疑者呼称とします」でした。

次に十二月二十五日、容疑者の顔写真や連行写真の紙面掲載については慎重にやりましょということを決めて、翌年の九〇年三月十一日付の朝刊五面で、これを紹介したわけです。

の事件の被害者をできるだけ匿名で報じることにします」と。このように連続して事件報道の改革を打ち出した。それをまとめたのが最初の指針だったわけです。

大事件で批判を浴びて改革へ

こうやってみると、やはり大きな事件で被疑者や被害者の人権侵害の批判を浴びて、それにこたえる形で、事件報道の改革、具体的には人権に配慮するという方向へ進んでいました。

その後も、大きな事件でメディアは批判を浴びます。九四年に松本サリン事件が起きる。被害者を犯人視するという事件報道史が、これが起きた。

九四年には十一月に、筑波大医師の母子殺人事件。これはテレビのワイドショー、週刊誌が被害者である奥さんが（加害者は夫でした）——ランジェリーパブに勤めている、その映像を放映した。これが批判を浴びて、これからワイドショーがまた変わつていったわけです。

九七年には神戸の連続児童殺傷事件がある。これはメディアスクラム問題です。狭い住宅地に殺到して軒並みに聞いて回るという

ことで問題が起きた。加害少年のプライバシーをどう考えるか、という点も問題になつた。

一九九九年七月には、全日空ハイジャック事件が起きた。これは被疑者に精神障害の疑いがある場合、実名・匿名をどうするかという問題でした。それまで、精神障害の疑いがあれば、まず匿名にするという扱いでやってきました。機長が刺し殺されたわけですが、日本のハイジャック事件で犠牲者が出たのは、これが初めてなのです。その後は出ていません。大事件だつた。

夕刊の初版は、たしかこれは実名だつたと思います。ところが、途中で頭がおかしいんじゃないか、わけのわからないことをいつているといった情報が入る。レインボーブリッジの下をくぐり抜けたいといったとか、通院歴もあるということで、匿名になつたわけであります。しかしその後、この男の供述内容が続々と紙面に載るわけです。

下見をして、事前に警告文も送っている。

「こんなふうにしたら簡単に刃物を持ち込めますよ。乗りかえの際の手荷物検査にまづさりしている。だから、計画的な犯行だつたということをどんどん書くわけです。要するに、匿名の精神障害者の供述内容を書くとい

う、おかしなことが起きたわけです。

それで途中から、産経新聞が実名に踏み切る。朝日新聞も、起訴を境に実名にした。これは何を意味するかといいますと、大きな事件になりますと、はつきり責任能力がないと起訴するんです。軽微な事件だと、簡易鑑定で責任能力に疑問が出れば起訴しない傾向が強い。

そういう実態を踏まえて、こうした事件の場合、責任能力がわからない場合は実名で報じていいのではないか、という問題が提起されたのです。

本格的なメディアスクラム対策へ

一年前に戻りますが、和歌山のカレー事件。狭い住宅地に取材陣が殺到して、これを見に行つた日弁連の人たちが、こんなひどい状態では林真須美の子どもたちが家から出入りできない、ということで、一時、裁判所への仮処分申請を検討しました。何メートル以内は近づくなという裁判所の命令をもらおう、と。こういう動きがあつたわけです。これが後のメディアスクラム対策につながつていくわけです。

こうした課題を受けて、朝日新聞では二〇〇〇年の改訂になりました。これが三回目で

した。そして、今回の改訂となります。二〇〇〇年から今日までどのような課題が出てきたか、ということを少し話して、本題に入つていただきたいと思います。

現在の大事件というのは、ほとんど想定外のことが起るわけです。そのときに、私たちはどうやって考えたらいいんだろうか。これを明らかにしたいというのが、今回の改訂の最大の課題でした。

まず二〇〇一年六月、子供八人が殺された大阪池田小学校の事件がありました。たまたま夕刊当番の編集長を東京でやつておりました。一報が入ってきて、そのときは実名だったんです。宅間守といっているところが、途中で名前が消えてしまつたんです。

なぜかと問い合わせたら、大阪から原稿を送つてくるんですが、通院歴がありそうで、何か薬も飲んでいるみたいだと。それで「薬を

飲んでいて精神錯乱の状態だと、普通は実名で書くのが当たり前じゃないか。酒を飲んで人を殺したら、匿名なのか」という話をしたわけです。「いや、そうじゃない、どうも措置入院の経歴もある」という話になつてしまつた。それで次の版から名前が消えてしまつた。

たとえ頭がおかしくても、これだけの重大犯罪をやった場合、精神障害者であつても、社会的な問題になるし、政治的な問題にもな

つてくるだろうと思うんです。そういうときには全部匿名で「Aさんは」と書くのか。そうはいかないでしょう。国会の委員会で中継があつた場合、「宅間守」の名前で出てきたら、そこでテレビを中断するのか。こういうことになりますよね。

ということは、これだけ大きな事件になりますと、やはり実名報道を含めてきちんと報道するということが、匿名という価値よりもずっとまさつてくるのではないか。

このケースでは最終的に、翌日の朝刊から実名になりましたが、この問題をどう考えるのか。二〇〇〇年版はあいまいだったわけです。そこをはつきりさせていきたいということになりました。

事件の重大性と匿名性のハカリ

要するに精神障害の疑いのある容疑者で

ある、このように最も安全であるべき学校で八人の児童を殺してしまうような事件を起こしました場合、事件の重大性と匿名問題をどう考えるかです。そこをもう少し報道の根本に帰つて考えてみようじゃないかということです。

それから、去年の七月の長崎の幼稚園児殺害事件。加害者は十二歳の中学生ですね。十四歳未満ですから、刑事責任は問われません。十四歳未満と十八歳、同じ少年といつても、書き方とか取材の仕方が違うんじゃないかな。少年法の六十一条は、身元がわかるような報道をしてはいけませんということをいつているんですが、これとのバランスでどこまで報道するのか、ということです。

番編集長をやつしていました。このときの朝日新聞の翌日朝刊は、顔写真を載せて——十二枚しか集まらなかつたんですが——実名で報道しました。

新聞の対応は分かれまして、匿名、顔写真なしというのがかなりありました。本文中は匿名で、安否情報のところだけ実名というのもありました。各紙の対応が分かれたんですね。

社内にも「匿名、顔写真なしである」という意見もありました。しかし、これぐらいの惨事になりますと、通常は顔写真を載せて、実名ですよね。なぜそれを伏せるのか。こちらが「不名誉な死」と決めつけていいのかという話をしたわけです。四十四人の命の重さというものをどう伝えるか。それは書き方の問題になるんじゃないかな、ということで、実名、顔写真の掲載に踏み切りました。死者の尊厳とか名誉をどう考えるかということです。

それから、去年の七月の長崎の幼稚園児殺害事件。加害者は十二歳の中学生ですね。十四歳未満ですから、刑事責任は問われません。十四歳未満と十八歳、同じ少年といつても、書き方とか取材の仕方が違うんじゃないかな。少年法の六十一条は、身元がわかるような報道をしてはいけませんということをいつているんですが、これとのバランスでどこまで報道するのか、ということです。

日本弁護士連合会の少年事件の専門の弁護士を二人呼んで議論をしました。

少年の特定性を避け、プライバシーに配慮して事件の背景を書くというのは、かなり難しい。書けば、必ずそこに触れざるを得ないわけです。特に狭い地域社会では、書けば書くほどすぐわかつてしまう。しかし、読者・国民の関心は高い。これにこたえたい。そのバランスをどうとるか。

以上の課題は、事件報道の現場からの話です。それと、今回の課題はもう一つあります。それは「厳しさ増す取材環境」ということです。その象徴は、警察の匿名発表の拡大です。

ちょっと自慢しますが、二〇〇二年の十一月、朝日新聞の事件報道小委員会は、他メディアに先駆けて、このことで全国調査をやつて実態をつかみました。そのきっかけになつたのは何かといいますと、歌舞伎町のビル火災です。あのときは警察は名前を発表しなかつた。これをみた消防庁からこんな要請がつたのです。「こういうような事件の場合、名前を発表するかどうかを検討したい。ついでに審議会を設けたいから、新聞協会で代表を出してほしい」と。

私は前段の交渉の席に出ました。結論としては、協会の編集委員会は審議会には出ない

という判断を出しました。

消防庁は「警察は情報を出していないじゃないか。こちらも検討したい」という言い方をするわけです。それで少し驚きまして、どちら辺まで警察の匿名発表が進んだんだろうかと思つたわけです。これは皆さん、現場における方はよくわかると思うんですが、いま、交通事故の被害者でも名前を出しませんよね。刑事案件でも、殺人未遂では、被害者の名前を出さないことがある。大変ですよね、これ。

これに対して私たちは、はつきりした対抗論理を持っていかつたということだと思うんです。これを何とかしなきゃならない。

力ギは被害者のプライバシー

次に、メディアへの法規制の問題。個人情報保護法、それから人権擁護法案などがあります。特に人権擁護法案は、報道そのものを規制しようということで、これに対しても対抗論理をどう構築していくらいいんだろうか。

法案の背後で、特に犯罪被害者の団体が人権擁護法案ではかなり動いたわけです。犯罪被害者の代表の人たちは、被害者に対する取材攻勢で、プライバシーがさらされてしまうので規制してほしいというわけです。

私たちは、これに対するどうしたらいいん

だろうか。ここに対しても手を打つていかないで、「メディア規制の動き全体をとめることなんかできない。いまのところは表面的といいますか、何とか裁判員法案からも、偏見報道の禁止は削ることができたんですが、ただ、報道と人権・プライバシーの関係の根本に手を打つていかないと、次々と動きが出てくるだろう。これについて、今回の改訂で朝日新聞としてどう考えているか」ということを出していきたいと思ったんです。

それから司法判断では、裏付け取材を従来よりもずっと求めるようになってきた。他に公共性の判断にも問題はありますが、今回の手引きには、裏付け取材について例をあげてかなりくわしく書いたつもりです。

これまで申しましたように、一つには、各事件での現場からの課題。二つ目は、厳しさを増す取材環境に対してもどうしたらいいか。この二つの点から改訂していくこうということでありました。

去年の四月ごろから検討をはじめ、七月に事件報道小委員会を開いて検討項目を決めました。最初の原稿を持ち寄つて合宿をやつたのが去年のいまごろでした。二泊三日の合宿をやって、朝の九時から夜中の一時ごろまで、三日間連続でやりました。そして練つていつたわけです。結局、合宿は三、四回やり

ました。

それでは「改訂の要点」という本題に入つていいと思います。

まず「事件報道の役割や意義の再確認」についてです。役割なんていうのは改めていわなくてわかっている、という声もあります。

ただ、現場の記者たちは、こういう声もありました。たまたまわかつて、という声もあります。

私の人権を侵害するのか。私の子どもが学校へ行けなくなるじゃない。「商店に強盗が入った」と書けば、「あしたから商売に支障ができる」という批判がくるわけです。苦情や「侵害」の声は切実で、一方の報道の価値は非常にみえにくいわけです。

報道の価値は、抽象的な価値ですから、なかなかみえにくい。現場の記者は、それで二の足を踏んでしまう。

支局長やデスクから、現場の記者たちは自分たちが何のために報道するのか、よくわからなくなってきたといふんじやないか、ということをよく聞くわけです。

社会的リスクを削減するために

を知りたい。できるだけ詳しく。非常に読者のニーズが高い。そういう関心を持つこと自体が不当な関心といえるだろうか。人びとが社会を構成している以上、事件を起こした、あるいは巻き込まれたというのは、一つの社会性を帯びるだろう。だから、報道に協力してもらうという意味もあるだろう、というふうなことが書いてあるわけです。

中坊公平さんの言葉を借りれば、新聞などのメディアは、時代の斥候であり、社会の斥候です。考えてみると、人間も、集団をつくってしか生活できない存在です。集団に危險が迫っているかをできるだけ早く正確に知ること。新聞はそういう役割を果たしているということを少し書いているわけです。自分たちの足元をみてみよう、みつめてみようということを、最初の方でかなりのページ数を割いて書いています。

午前中、皆さんは東京女子大の広瀬弘忠教授から「リスクコミュニケーション」の話を聞いたでしよう。実はその概念をかりて説明しているわけです。犯罪や事故を、社会が負っている一つのリスクと考えた場合、その情報を使わせ、その情報を共有するということです、社会の持つている負担や危険を減らしていくことかといふと、ふだん、私は

私は最近まで町内会の役員をやつていて、役員会に出ましたら、近所で空き巣に入られたという話になりました。ものすごく盛り上がりで、怖い怖い怖い怖いといつて。「怖いといつてもしようがないじゃない。どこかは別としてどんな家で、どういう形で入られたか、その情報ぐらい、回覧板で回したらどうですか」。こういう提案をしたわけです。早く回ってきました。そして、夜、防犯バトルールをやろうとか、こういう話になつてくる。平たくいえば、そこからリスクコミュニケーションというのが始まるわけです。

長崎・佐世保の事件でも、何である少女がああいう事件を起こしたのか。インターネットのホームページのチャットのやりとりに原因があつた、という話がありますね。そういうことをともに考えていく。こういうことがいま求められている新聞の役割じゃないか、ということを説明しているわけです。これが一番目です。

「公共の関心事」をはかる物差し

二番目は「取材・報道と名譽・プライバシーなど書かれる側の人格権との調和のはかり方、判断の枠組みを示す」ということです。どういうことかといふと、ふだん、私は

ちがやつていることです。どこまで書いていいのか。普通はとっさに判断していることです。ここでのねらいは、それを少し論理的に詰めてみようということです。そして、判断の枠組みを自分の頭の中につくってみよう、ということを書いているわけです。

判断の一つの要素は「公共の関心事」です。

が、みんなが知つていいこと、知つていいこと、平たくいえばそういうことです。これを新聞は報道するわけです。

それと一方では書かれる側の「人権」不利益というのがあります。それをどう考えたらいいか。結局は、公共の関心事と人権・不利益をハカリにかけて、どこまで書くかということを決める。こういうことをいつている

そこで、公共の関心事をはかるのに二つの物差しを用意した。一つは、事件・事故の「重大性」ということ。二つ目は、「公人性」ということ。事柄と人物、この二つの面から「公共の関心事」を考えていこうというわけです。

テレビ会社の中には、この「重大性」のほかに「社会性」という物差しを設けているとありますが、私たちは人物と起きたこととの重大性といいますか、事柄に注目して考えていくこうとしたわけであります。

プライバシーなどは、もともとここまで書いていいと決まっているものじゃありません。例えば、小泉さんが万引きしたら、これは大ニュースですよね。しかし、私が万引きしても、たいていニュースにはならない。しかし、普通の人でも十人も殺せば、要するに宅間守なんか典型的な例ですが、大ニュースです。これが事柄です。

「歴史的重大事件」ということ

「歴史的重大事件」というのはどういうことか。例えば、宅間守が全く責任能力がなかった場合、それでも実名で書こうといつていよいよです。関心が極めて高く、知らせなければならぬ。私たちには歴史的事実として実名を記録する義務があるんじやないか、ということを書いているわけです。

例えば少年事件で、十九歳の少年が首相を刺し殺した。一九六〇年ですか、浅沼社会党委員長を、山口二矢という右翼の少年が殺しました。これは実名を報じ、顔写真も載せました。山口は十七歳だったと思いますが、だれが殺したのかということは歴史にとどめる必要があるだろう。こういう場合は歴史的大事件ということで、少年法の推知報道の禁止の枠を取つ払うということを考えようじゃないか、ということを提唱しています。

三番目は「事件報道の改革」ということです。これは報道被害者にどうこたえるか、と

いうことです。被害者の理解を求めないと、私たちはメディア規制の動きをとめることはできないだろうと書きました。そのためにはどうしたらいいか。

それから、犯人視報道への批判の高まりにどうこたえるか、ということがあります。松本サリン事件で、河野義行さんに対する重大な人権侵害をした。その後も繰り返しています。何度も繰り返してきたんですが、もうそろそろこれに対しても具体的な指針を決めていかなければならぬ。

それからもう一つ、裁判員制度が五年後に始まります。これは事件報道の質を変えるだらうと思うのです。これまで容疑者逮捕のときに、報道の一つの大きなヤマがきて、あとは潮が引くように報道しなくなるのがバターンでした。だが多分、裁判員制度が始まると、警察や検察の発表もごく限られたものになるだろうと思うのです。自白したということも発表するだろうか。少なくとも自白の内容は発表しないのではないかと思います。

裁判員の方に予断を与える報道に自主規制を求める、法務省や最高裁の意志には強いものがあります。だから、自白などの発表そのものが抑制的になってくるでしよう。

一方で、裁判は非常に劇場化といいますか、おもしろくなるでしよう。連日開廷し、

朝から夕方までやる。せいぜい一週間ぐらいで判決を出してもらわないといません。

これまでのように、調書を読み上げるという裁判ではなくて、次々証人が出てきて証言をするわけですから、これはおもしろくなりますよね。そこに、新しい事実がどんどん出てくる。そういう形になるだろう。これを見て越して、どう改革していくたらいいかということです。

それから、少年事件での決定理由の開示が、栃木の黒磯小学校の教師が殺されて以来、かなり進んできました。神戸の連續児童殺傷事件でも、神戸家裁は決定理由をかなり公開しました。

こういう形で、従来、少年事件の場合なかなか表に出なかつたことがどんどん出てくるとすれば、報道の方も逮捕や補導されたときと、決定理由の開示という、二つのヤマがあるわけです。こうしたことに、私たちはどう対応していくらいいか。そういう問題意識から、事件報道の改革の方向を示そうとしたわけであります。

それから「長期継続的報道」です。「統報でいいのでは」という人もいますが、言葉をいいかえたところがミソであります。従来から、大きな事件では統報というのは書いているわけです。今回は、「統報」ではない。力点の置く時点をもう一つ、公判に置こうとい

をとりますね。この「識者談話」というのは、逮捕された容疑者を犯人視して、話してもらいうがちになる。これはおかしいんじやないか。

この犯人視報道を見直すきっかけになつたのは、ことし三月かな、仙台地裁で判決があ

りました筋弛緩剤事件です。準看護師が筋弛緩剤を点滴に混入して、入院患者のお年寄りや幼い子を殺したんじやないかという事件です。事件発生当初に、うちの県版に「疑惑のしずく」という題名で連載をやつたんです

が、これは前文で、守大助被告をほとんど犯人のように書いているわけです。

これについて、仙台弁護士会から他の三紙とともに人権侵害に当たるという勧告を受けた。この勧告については承服しがたい部分もあるわけですが、そういう声には謙虚に耳を傾けていこうじゃないかということです。

それで、例えば識者談話のとり方とか、事件の分析などをどう書いたらいいか、ということについて一つの指針を示したわけであります。

長期的で継続的な報道へ

犯人視しない報道に話を移します。だれかつかまりますと、すぐ「識者談話」というの

うことです。

先ほど申しましたように、裁判員裁判が始まると、法廷はかなりおもしろくなつてくる。そこが山場になつてくれれば、事件発生、あるいは容疑者逮捕のときに、よくわからなことまで書いてしまおうと思わず、大きな事件は、公判や決定のときにもう一つのヤマをつくつていけばいいじゃないか、と。そんなふうに思つていてるわけです。

それから、犯罪被害者には最初なかなか話していただけないことが多い。時間がたつと話せることが多くなる。とすれば、少し時間をして報道していくたらいいんじやないかということをいつているわけです。

ということで、長期継続的報道を提唱した四番目は、「被害者の取材・報道の指針を設けた」ということです。これは新たに一章を設けました。

四番目は、「被害者の取材・報道の指針を設けた」ということです。これは新たに一章を設けました。
被害者と一口にいっても千差万別である。だから、ここまで書いていい、ここまで書いていけないと線引きすることは難しい。しかし、少なくとも経験的に、こういう点に留意していくことはいえる。まず、焦らないということです。先ほどいつたように時間というものをうまく使おうじゃないか、ということです。

「無言の帰宅」撮影の自粛を

それから、特に総局の一年生記者が被害者取材・報道をしたときの苦労話、体験記を集め、その体験を共有できるようにしました。被害者取材で打ち出した指針に、遺体が自宅へ帰ってきたときの写真は、原則、白粛しようことがあります。これだけは、皆さん、白社へ持ち帰つて、ぜひ検討してほしいと思うんです。

今回の改訂に当たつて、付属池田小学校の被害者の親ごとにきてもらい勉強会を開きました。そこで、何に一番被害者が傷つくかという話になりました。司法解剖が終わつて遺体が帰つてきたときに、一斉にストロボがたかれる。これがたまらないということでした。その人は、結局、自分の娘の遺体を裏口から入れざるを得なかつたということです。「こんなひどいことがあるか」というわけです。そのとき、メディアに対して不信感を持つたというのです。

して、そういう方向に持つていったわけです。それともう一つは、被害者の匿名範囲の拡大。警察が発表しないので、被害者の名前はかなり匿名化が進んでいます。しかし、被害者を実名で報道するかどうかは、私たちが自主的に決める問題です。警察の匿名発表とは関係なく、今回、個人宅への単純な強盗とか路上強盗の被害者は、匿名で報じることにしました。

精神障害者の扱いもはつきりさせました。責任能力、裁判で責任を問えるかどうかわからない場合は、事件の「重大性」で判断する。これを指針の中に入れた。責任能力の判断がつかない、かつ「重大」までいかないような事件は、たいていは家族を殺したとか、身内の殺人が多いわけです。そういうのはボツにしよう、そういうものは社会性がない、ということをいつているわけです。

これも精神障害者の全国組織である、全国精神障害者家族会連合会の事務局長さんを、勉強会へ招いて議論したわけです。

事務局長さんはこういうのです。「精神障害者が犯罪を犯した」と大きく載ると、周りにそんな目でみられているんじゃないかと、それまで共同作業所へ通つていた障害者の人が家に引きこもってしまう。それでますます落ち込む。そしておかしくなつていく。社会

復帰がおくれる。こういう悪循環が起きてしまう、と。

しかし、私たちとすれば、やはり大きな事件は報道せざるを得ません。当たり前なんですが、調和点をどこに求めるかということです。今回の改訂では、責任能力があるかないかわからぬ場合は、重大性で判断しよう、重大な場合は実名で書こうといつてあるわけです。その場合も「通院」とか「精神障害者」と書くのではなく、「責任能力はよくわからぬ」ということを書いていこう、そういう仕方で書いていこうとしたわけです。

それでも大事件では、精神障害に触れざるを得ません。そのときに何を書くか。そういう人が犯罪を犯す直前の状況はどうだつたのか。必ず予兆があるといいます。それを周りの人が気づいていたか、ということを書いて、犯罪の防止に役立てていこうじゃないか。予兆、直前の状況もあわせて書いていこう、ということを提唱しているわけです。

氏名は「人格の基礎」

それから、残った課題としては「警察の匿名発表への対抗論理の強化」ということがあります。これは突きつめて考えるとかなり難しい問題です。実名報道の意味は、私たちが

社会の情報インフラをどう考えるかという問題に突き当たる。社会のあり方論になってしまふわけです。互いに社会を構成するときに、各人に求められる社会倫理とは何か。手引きには氏名は「人格の基礎」と書いていますが、社会に責任を持つということと実名報道をつなぐ論理については、今回はまだ十分論議できなかつた。

「死者の尊厳」も、歌舞伎町の火災で風俗店で亡くなつたと書けば、遺族は肩身の狭い思いをする。実名で顔写真を載せたんですが、朝日新聞には一件も抗議の電話はこなかつた。しかし、やはり冷たい目でみられるということが現実にあつたのではないかと思います。書き方だけではなかなか克服できない。

もう、私たちがこの改訂版で何を目指しているかは大体おわかりだと思いますが、その一つは、メディアとしての主体性をどう確立するかということです。

お話ししたように、今回の改訂では、少年事件や刑事責任能力のない容疑者の場合も、「歴史的重大事件」では実名報道を検討するという言い方をしています。要するに実名報道に踏み切る場合もあるんだ、という構えをみせているわけです。実際の事件ではさまざまな事情があるかもしれません、ともかく、そつちの方向で考えていくべきやないか

ということをいつているわけです。

ここで私たちが強調したいのは、メディアは少年の実名報道を禁止した少年法の建前とは別に、知らせなければならないことを主体的に知らせていくべきやないか、ということです。主体性の確立といつてもいいと思います。これはメディアにとって一番の重要な問題で永遠の課題であります。ジャーナリズムの多くの問題は、最後はこの問題に突き当たるわけです。

記者クラブ問題もそうです。記者クラブに対する批判も、私たちの主体性が記者クラブ制度でゆがめられているんじゃないか、ということです。もちろん、この改訂版をつくつたからといって、それが確立されるものではない。ただ、そつちの方向へを目指していくことです。

事件報道の中でのメディアの主体性確立は前からいわれてきました。例えば、事件報道の見直しをまとめた九〇年ごろのある文書には、「報道の主体性を取り戻そう」と書かれているんですね。

「我々はこれまで、あまりに第三者に寄りかかり過ぎた。第一には、警察を中心とする捜査当局であり、第二は、読者という漠とした存在である。それは、その方が楽だからである。まず取材が楽であり、万一批判を受け

たり、結果的に誤報であつたりした場合、責任を転嫁でくるからである。しかし、そうした姿勢をとり続ける限り、我々はやがて読者に見放され、力を失うであろう」。こういつています。

ところが、この文書が書かれて四年後に松本サリン事件の問題が起きる。当時、私は論説にいました。最初、長野県警は河野さんを犯人視してひどいじやないか。こう書こうと思つて書き始めたけど、やっぱり書けないで思つて書きました。最初、長野県警は河野さんを犯人視してひどいじやないか。こう書こうと「お詫びする」という社説になつた。

しかし、いまや「万一批判を受けたり、結果的に誤報であつた場合、責任を転嫁できるからである」という理屈が通らない時代に入ってきた。

自分たちの判断の基準を

先ほど、警察の匿名発表を調査したといました。このとき、警察はなぜ匿名発表をするかという理由の一つに、「こんなことをあげて書いた」と新聞社に抗議したところ、「警察が実名で発表したから」と答えた新聞社があ

つたそうです。これだと、私たちは警察に対して、こちらで判断するから実名発表してほしいとはいえませんよね。私たち自身の判断基準を持ち、それを示していかないといけない状況がきています。私たち自身が自分の判断の差しを持たなければならない、ということを今回の手引きの柱の一つにしたわけです。

先ほど申しましたように、司法の面からも、主体性の確立ということが求められてきています。

「週刊文春」が訴えられた長良川リンチ殺人事件という少年事件をご存じですか。少年グループが、長良川とか大阪で人を何人か殺したんです。このとき、周りの人人がわかるような仮名で書いたことが、プライバシーの侵害に当たるといつて、名古屋拘置所に入っている少年の一人が訴えたことがあります。

この事件では、結局は訴えた方が負けるわけなんですが、このとき、最高裁は差し戻し判決をしました。その中で、プライバシーと報道の判断の仕方ということをいつているわけです。これは皆さんも知つていていいと思います。

私たちの立場でいえば、どこまで書けるかという判断は、社会がその情報のどこまで保護を期待しているか、という問題だといつてゐるわけです。「社会的状況」ですから、つまり、社会の受けとめ方は随分変化します。現在、どういう状況が進んでいるかといいますと、一言でいいますと、「個人情報のプライバシー化」ということだろうと思います。

一例だけあげますと、警察の匿名発表の拡大です。警察が匿名発表にする最大の理由は、「公表されたくないと被害者がいつているから」。こういう理由です。個人情報の自己

コントロール権がプライバシーの一つとして考えられるようになり、それがどんどん進んでいる。急速な勢いで進んできました。

これに対しても私たちは、報道とプライバシーの調和をこうはかる、という物差しを示して、社会に働きかけていかない限り、この状況はどんどん進んでいくでしょう。そうすると、どうなるか。書く範囲がどんどん狭められます。情報も出てこなくなります。この状況を何とかしたい。そういうことが、この冊子のねらいの一つであるわけです。

これまでには人権侵害をどう防ぐかという観点から手引きをつくってきたんですが、お聞きになつてわかるように、書かれる立場の人権と調和をはかつてどう書くか、書いていくにはどうしたらいいんだろうか、という視点に立つて、今回はつくられています。

メリハリをつけて、公共性があり、伝えなければならない情報は伝えていこうじゃないか。まずそこにベクトルを置いてものを考えていくこうということです。

いまや記者一人ひとりが報道の意味や役割、さらには報道と人権のはかり方の判断の枠組みを体にしみこませて取材や報道に当たらないと、報道の使命を果たせなくなるだろう。また、いまのメディア規制の動きも、とめることはできないだろう、ということを基

本において書いたつもりです。
私の話はこのくらいにしまして、あと
は質問に答える形でやつていきたいと思いま
す。（拍手）

質疑応答

下川宏樹（大分合同） 例えば、重大な少年事件が起きて、医療少年院とかに入ったというようなケースで、その少年がそこから出てくるような場合、どう報じるべきなのかどうなのか、ちょっと迷うところがあるんですけれども。

津山 少年法による少年の保護・更生ということと、社会の関心ということとのバランスの問題ですね。その事件がどれくらい重大で、社会の関心が高かったのか。

今回、神戸の連続児童殺傷事件では、法務省は積極的に公表しましたね。元少年の社会復帰に理解を求めていこうということだと思います。

まず、考えるべきは書くことで少年に及ぼす不利益がどんなものか、ということです。それと、事件の重大性の物差しの比較で考えざるを得ないです。

こういう危険な少年が出てきたから注意し

ましようという話だと、少年法の精神に反します。書き方の問題になると思います。社会復帰に理解を求めるような形の書き方なら、許されるんじやないかと思うんです。大分合同新聞でも、こういう指針をつくっているんでしょう。

下川 いまから検討しようかという話が進んでいます。ちょっと感覚的な感じで作業を進めているようなところがあります。ケース・バイ・ケースで、こうする、どうするとかで、はつきりした指針がないのが現状です。そのときそのときの判断によるというような感じで進んでいるわけです。

大分では、一家殺傷事件というのがあります。その少年が出てきたときにどうするかというのを、いま社内で議論しています。例えば成人の場合なんかでは、刑務所から出たといふのを書かないじゃないか、という人もいます。ただ、この事件の場合は重大な事件なので、やはり必要なのではないか、という話もあつて、なかなか意見が分かれるところです。

津山 だから、記事のねらいをどこに置くかということじやないでしょうか。少年の社会復帰を考えるという視点で考えれば、それは成人とはおのずと違った対応の書き方なり

があるんじゃないかな。

ただ、そうではなしに「危険人物が出てきた」。これはよくないと思いますね。成人の場合は書かないわけですから。

普通は、少年の場合は、もとの住んでいた場所に戻つてくるんだよね。周りの人は皆、知るわけです。そうすると、隠す意味がどこにあるか。だから、私たちとしては、書くことのニュース性というのは考えざるを得ないわけでしょう。

栗林寛二（中国新） 警察の匿名発表への対抗論理の確立という課題がありました。まさに我々もそのところを大変苦心しています。広島で起きた事件ですけれども、殺人事件の被害者まで匿名で発表してくるというケースが去年あつたわけです。

こういうことまで立ち至つて現状に対して、我々としては何とか取材して字にするすべはあるんですけども、そうはいつても、それだけではすまない実情だろうと思いません。対抗論理構築について少し話していましただけませんか。

津山 警察の匿名発表で在京社会部長会が、警察庁の官房長に申し入れた文書はござります。あれが現在の最大公約数的論理

です。この問題が難しいのは、犯罪被害者を法的にどう位置づけるかということをはつきりできないことがあります。

犯罪被害者といつても千差万別ある。これまで犯罪被害者を実名で書いてきたのは、犯罪は公共の関心事だからです。刑法の文章では「公共の利害」で、被害者もその公共の利害の一つです。だから、実名でいいんだ、というふうに理解してきたと思うんです。

ところが、改めて犯罪被害者とは一体どういう立場なのかと考えたとき、はつきりできない。被疑者、被告人とは違う。

だから、被害者の実名問題を考える場合、「事件に巻き込まれた」ということで否応なく、社会に対し一つの役割を担う、という観点からアプローチした方がいいと思います。まず、名前をどう考えるか。名前というのは、人格が尊重される基礎であると思います。これを単なる記号だという人もおりますが、それぞれの人の歴史なり、いろんな立場なりを象徴するのが名前だろうと思います。

記号ではなしに、名前は人格の基礎であるというのは、最高裁の判決にも出でています。それから、プライバシーと「場」をどう考えるか、ということがあります。家の中はプライバシーが最も守られるべき場ですね。それから職場、またいろんな社会的な活動の場。

だんだん場が外していくにしたがつて、プライバシー性が薄まっていく。外に出て一定の社会的活動、あるいは立場に立つたとき、名前はプライバシーといつていいのだろうか。そういうことを考えているわけです。

被害者になったことで、全くの一私人ではない立場に立たされ、そして、一定の社会的役割が生じているんじゃないかな。こういうことをどう社会的に認知させていくか。警察の匿名発表の問題は、突き詰めれば、こういう課題になると思つていています。

ところが、現実にはいま団地の自治会で名簿をつくろうとしても、電話番号なんか、知られたくないと空欄ができたりする。隣にだれが住んでいるかを、知らないことは日常的である。個人情報保護法の影響が大きいと思いますが、この法律がプライバシー法と同じようにとられていて、自分の名前もプライバシーだという風潮が強まっているんじゃないかなと思うんです。そういう形で、個人情報のプライバシー化、プライバシーの肥大化がどんどん進んでいる。

こういう状況に対して私たちは、社会を構成するということは、お互いに社会的責任を持ち合うことであり、名前を名乗り合うこともその一環であるべきだろと、こう思うわけです。ただ事件・事故の被害者は、公表さ

れることで具体的な被害が予測される場合があるのは確かです。ですから、警察には私たちの判断の基準、実例を示したうえで、実名を出すか出さないかを任せて、ほいといつておられるわけです。

加藤美喜（中日新）

私も県警を担当していまして、各社が集団的過熱報道の状態になるような事件をいくつか取材しています。新聞協会も集団的過熱報道に関する指針のようないものを出している。けれども、實際にはあるという状況になると、一社が自粛しても、またワイドショーが来たり、雑誌が来たり、週刊誌が来たりとなつて、何ともならないような現実もあります。このガイドラインでは、そういう状況になつたときに、何か指針のようないものを書いていらっしゃるのか。メディアスクラムについて、どんなお考えなのかもうかがいたいんですけれども。

津山

新聞協会のメディアスクラムの見解作成のとき、実際どこまで対策をとるべきか、またそれが有効なのかについて論議していました。

結局、この問題はいろんな経験を積み上げていくしかないだろうと思つておられるわけで

す。対策をとりはじめたとき、民放連や雑誌協会と時々会議を持つて、意見交換や調整をやりました。いま、それがちょっと途絶えていて残念なんですが、これは経験を積み上げ、その中からルール化できるものは、そうしていくという方式でやつていくしかない。

ただ、メディアスクラム対策ということでは、取材自粛ということに力点を置かれると困ると思っていました。

北朝鮮の拉致被害者が戻ってきたとき、家族会の方々と交渉しました。向こうはメディアスクラムの恐れが大きいということで、かなりの自粛を求めてくる。私たちが基本スタンスにしたのは混乱や被害者の置かれた微妙な立場に配慮し、「節度ある取材」は申し合わせるが、どうか取材を確保するのに協力してほしい。こういうふうにいつたわけです。

今回の改訂版では、メディアスクラムについて書いています。メディアスクラムは防がなければいけない。だが、メディアスクラムを恐れて、取材がおろそかになつてはいけない。こういう矛盾したことをいつておられるわけです。

津山 雜誌の取材に問題があるなら、雑誌協会の取材委員会に対して自制を求めていく。そういう経験を通して、ルールをつくつていったらしいだろうというふうに思つているわけです。この場合、こういうふうに解決しましたということを、判例的に積み重ねていく以外ないだろう。そういうことを手引きに書いておられるわけです。

最後に繰り返すようですけど「無言の帰宅」の写真撮影自粛はぜひ皆さんも社へ持ち帰つて考えてほしい。各社がこういう具体的なことから始めることが大切です。

私たちがメディアスクラム対策をとつたのは、対策をとらなければ、取材できないという状況に追い込まれたということがあつたと思うんです。だから、取材自粛が目的ではな

しに、あくまで目的は信頼を確保して取材の道を開くことだということをまず頭に置きなさい、ということをいつておられます。

次に、現実にメディアスクラムが起きた場合は、早急に対策をとるべく努力してほしい、と。それには、記者クラブなども活用して、そこで対策をとつてほしい、と。

問題が残れば、それをどんどん新聞協会の集団的過熱取材対策小委員会の方へあげほしい。テレビの方に問題があるなら、民放連との協議の場を設けて論議し、対策を考えていった方がいいだろう。

雑誌の取材に問題があるなら、雑誌協会の取材委員会に対して自制を求めていく。そういう経験を通して、ルールをつくつていったらしいだろうというふうに思つているわけです。この場合、こういうふうに解決しましたということを、判例的に積み重ねていく以外ないだろう。そういうことを手引きに書いておられるわけです。

と理解を得ることは、今の全体状況を変える一つのカギになるだろうと思うわけです。例えば与党の人たちと個人情報保護法案とか、人権擁護法案で論議したときでも、必ず被

害の人たちの「報道被害」の話が出るわけです。弁護士会も同じです。ここを何とかしないといけないと思います。（文責・岩崎）

（2004年8月27日の研究会で）

王毅中国大使昼食会の質疑応答（全文）

◇十月十八日（月）

岡田直敏（代表質問・日経） 日中関係は経済面では極めて緊密さを増しています。きょうの大使のお話でも、相互にとつて最大の貿易相手国にもなりつつあるというようなことでした。

ただ、経済関係の活発さに比べて、政治面ではやはり停滞感があるのではないか。「政冷経熱」というような言い方もされているようです。その背景に、やはり小泉さんの靖国神社参拝問題がある、というのが否定できない事実ではないかと思います。

この問題が表面化して以降、首脳がお互いの首都を訪れ合うという形での首脳会談がとだえております。極めて不自然な状態とみえるわけですが、この問題を開する糸口につ

いて、大使はどのようなことをお考えか。

王大使 「政冷経熱」という現象は、確かに正常ではありません。これは双方の共通利益にも合致しません。これは長続きもしないだろうと私は思います。最終的には、両国の深まつた経済関係の発展にも影響を及ぼすのではないかと思います。

したがいまして、両国の各界の方々がこの問題を十分に重視して、何とかしていくの局面をシフトした方がいいのではないかと思います。政治関係が健全、順調に発展できない主な障害として靖国神社問題があるからなのです。

処できるかどうかなのです。問題は、十四人のA級戦犯をまつっていることです。A級戦犯は、日本の対外侵略戦争を起こし、指揮した責任者で、日本の一般の民衆も、そのときを受けました。

A級戦犯のほとんどは中国に対する侵略戦

争にかかわっており、そのうちの多くの人が中国を侵略した軍隊で要職につき、関東軍の参謀長や司令官をしていた人が四人いました。こうした人たちが、中国の国民に対しても大きな罪を犯しました。

こうした人たちに対して、いわゆる敬意を表することは、あの戦争での被害国、とりわけ軍国主義から最も大きな災いを受けた中国国民の感情をもろに傷つけ、中日関係の政治基盤をも揺るがすもので、中国国民党にとつて受け入れがたいものなのです。

靖国問題は外交課題

日本の多くの方が、その独白の文化や死生観を紹介してくださいました。私どももそういう事情は承知しております。日本の内政に干渉するつもりはありません。しかし、この問題は、もはや完全に日本の内政とはいいけない。すでに日本の内政を超えており、純粹な文化問題でもなく、物事の是と非、そし

て国際正義を守るかどうかにかかわる、外交問題になつております。

この問題においては、日本の国情を考える必要がありますが、それよりもっと戦争で大きな災難に遭つた中国国民の感情を考える必要があるのでないかと思います。中日共同声明と国际的コンセンサスで対処し、取り扱う方がいいと思います。

私は日本国民の皆さまに、この問題における中国側の立場を理解していただけるよう、心から願つております。そして、日本の指導者に考え方いただき、中日友好関係の大原則と両国の長期的な利益から、中国の国民感情を傷つけるようなことをしないように希望しています。

それと関連しまして、最近、日本の新聞でしばしばみられる、いわゆる反日教育の問題について触れたいと思います。

どの国も愛国教育をしていくと思います。中国の爱国教育の趣旨と目的は、国民、特に若い人たちに自分の国の歴史を知つてもらう、そして国民が絶えず努力して、みずからの国を立派に建設していくことであります。このような教育は、どの国にも向けるものではありません。

中日の間には二千年の交流があります。中國の歴史教科書の中で、自然なことですが、

日本に関連する内容が少なくありません。しかし、いずれも事実どおりに歴史を述べており、過去の友好交流の歴史もあれば、日本の軍国主義が中国を侵略した事実も書いてあります。

中国には愛国教育はありますが、反日教育はありません。もし日本に向かって何かがあるとすれば、それは対日友好の教育ではないかと思います。

毛沢東の時代から、中国の歴代の指導者は一貫して、侵略戦争の責任は日本のごく少数の軍国主義者が負うべきで、その軍国主義者の象徴はまさしくA級戦犯である、と述べてきました。それだけでなく、広範な日本人民も被害者であり、中日両国国民は子々孫々まで友好でいかなければならぬ、というふうに教えてきました。

歴史を振り返ってみればおわかりのように、まさにこの中日友好の教育があつたからこそ、新中国が成立して間もない時期でも、中国にいた日本人たちを安全に日本に帰国させました。

その後も私どもは、中国にいたすべての戦犯に對して起訴しないように決定しました。千人にもものぼる人数ですが、次々と釈放して帰国させました。これは中華民族の寛容さを物語っているではないかと思います。

岡田 アジアの振興、発展ということに向

まさに、こうした中日友好の教育があつたからこそ、大勢の日本の残留孤児の人たちが、普通の中国民衆に心を込めて育てられ、立派に成長しました。こうした友好教育があつたからこそ、両国は一九七二年に国交正常化を円滑に実現し、中国側の方から進んで戦争賠償の要求を放棄しました。

ここ数年、中国の新聞やマス・メディアで発表された記事や評論で、中日友好を主張したり、それを紹介したものは、お国の新聞などのそれよりはるかに多いのではないか。そういうような気がしています。

一部の中国の国民が日本に対して不満を持っていることは、皆さまもご承知のようになります。それよりはるかに多いのではないか。主に中日間に存在している現実的な問題に關係があります。特に日本国内での過去の歴史を否認したり、あるいは侵略を正当化したりする言動と關係があるのでないかと、私は思います。

この問題をうまく取り扱うためには、先ほどの話でも申しあげましたように、やはり中日共同声明の原点に戻るのがいいと思います。歴史を鏡とし、未来に目を向ける精神に基づいて、この問題に正しく対処していく方がいいと思います。

けて、日中の協力と信頼が不可欠であるとうお話もありましたが、中国政府は現在、ASEANなどとも自由貿易協定(FTA)に積極的に取り組んでいます。日中の経済関係の深まりを考えれば、いずれ日本とのFTA締結というのも視野に入ってくるのではないかと思いますが、いかがでしようか。

王大使 私どもは隣国と仲よくつき合い、隣国との関係を安定させ、隣国とともに豊かになるという周辺外交政策に基づいて、ASEANとの間でのFTA交渉を主張し、積極的に呼びかけてまいりました。

現在、中国とASEANとの間のFTA交渉は、モノの分野ではすでにほぼ終わってお

ります。現在は、投資とサービスの分野の交渉を進めています。これは年内に終わるのでないかとみております。

中国はグローバリゼーションの流れに適応して、そしてグローバリゼーションがもたらしたチャレンジにうまく対処するために、日本、韓国も含めて、適時にFTAの交渉をしたいと思っております。これはまた各国のためにもなるのではないかと思います。

日本とのFTAにも積極的

中国としては、お国とのFTAの対話と交渉を大変重視しております。と申しますのは、お互いに重要な貿易パートナーだからです。率直に言つて、この問題における、中国の態度は日本よりはるかに積極的であると、私は思っています。

中国は日本に比べると競争力が比較的弱い立場にありますので、一般的には中国が慎重な態度をとるべきですが、現状はちょうどその逆であります。中国は相対的に積極的で、日本は相対的に消極的であります。その原因はどこにあるのか、私にもよくわかりません。皆さま方にも、これをよく議論していました

客観 公正 友善——両国のマス・メディアへの希望なのかも

だけれどと思ひます。
二国間のFTAが困難ならば、あるいは日

本側なりのお考えがあるならば、それでは中日韓三カ国のFTAはどうか。これについても中国側は大変積極的であります。中国の推進のもとで、中日韓の学者レベル、トラック2のレベルで、ようやく三カ国のFTA研究が始まりました。

中国側は最近、トラック2のレベルを引き上げて、三カ国のFTA交渉を重視する態度を示すために、政府からのオフィサーも参加してもらいいのではないか、ある程度政府の政策的な願いも示したいと表明しています。これに対してもいいのではないか、ある程度政府の政策的な願いも示したいと表明しています。日本政府が一日も早く、これに対する結論を出していただきよう希望しております。日本政府が一日も早く、これに対する結論を出していただきよう希望しております。日本側はアシアの重要な国として、そしてアシア諸国との重要な経済、貿易パートナーとして、アシア諸国と、もちろん日本も含めてですが、一段と経済分野における互恵協力を深めていきたいと考えています。アシア諸国とのFTA交渉を進めて、アシア経済の一体化を目指していきたいと思います。

日本、その他のアシア諸国とともに協力して、ともにアシアのうるわしい未来を切り開いていくことを心から願っております。

岡田 いま国連において、安全保障理事会の改革問題が議論されています。その中で、

中日入閣 周辺平穏化 大使王毅

大使は2ページを使って揮ごうした

特定の国に対する態度表明することをひかえています。

私どもは、日本が国際舞台で、国連のことも含めて、より大きな役割を果たすことを見込んで歓迎しております。そして、日本が追い求めていた目標に対しては、カギとなるのは、やはり日本が踏実な行動をして、真にアジア諸国から信頼され、特に周辺の隣国の国民から信頼されることではないか、と私は思っています。周辺諸国や隣国の国民から信頼されることが必要でしょう。その方向に向かって、日本が努力していくことを、私どもは期待しております。

日本がドイツなどと並んで常任理事国になるという提案が検討されております。この日本の常任理事国入りの問題について、中国政府はどうなお考えなのか。

王大使 まず第一に、私どもは国連安保理も含めて改革することを支持しております。第二に、改革においては発展途上国の意思が一層反映されるべきではないかと思っています。

第三に、国連改革は各方面が十分に議論して、共通認識を得たうえで進めた方がいいと思います。中国は国連安保理の常任理事国であり、そして責任のある国として、あまり早い段階で

その際に、中国側から必ず代表団を派遣するだろうと思います。中国の指導者がそのときに入るかどうかについては、現時点ではまだ判断するのは時期尚早ではないかと思います。大切なことはできる限り適切な環境と条件を整えていくことではないかと思います。

岡田 代表質問の最後として、けさの日本の新聞等でも大きく報道されている東シナ海のガス田開発について、大使の見解をうかがいます。

王大使 繰り返し日本側に説明してきたように、現在、中国が東海で行っている天然ガスの開発の位置は、意見の相違のない、中国の近海の範囲内にあります。

それにもかかわらず、中国側は日本側の関心にかんがみまして、中日関係の大局から、「それでは、中日双方が東海に存在する問題について話し合いましょう。そして、これららの協力を含めて議論しましよう」と、対話をを通じて、お互いの理解を深めて、そして、問題解決の道を探っていくことを提案いたしました。

私どもの目標としては、なるべくこの東海を協力の海にしたいと考えております。これは中日双方の利益にも合致しています。

私が知っているところでは、今月の下旬あたり、この協議が開始されることになつております。本協議が東海に関連する問題を適切に処理し、そしてこの海での協力を強化するためによいスタートを切つてほしいと思つております。

国連海洋法条約によりますと、各國とも二百カイリを主張する権利があります。しかしながら、中日の間の東海は、その幅は四百カイリ未満です。したがいまして、中日双方の主張が重なる、あるいは意見の相違がある水域が出てくるわけです。

東海の「中間線」は日本側の主張

こうした主張が重なつてゐる水域に対して、どう処理するかについては、国連海洋法条約に明確に書かれてあります。すなわち公平原則にのつとつて、交渉を通じて問題を解決していく。一方的な主張を相手国側に押し付けてはならない、というふうに書いてあります。

この公平原則は具体的にどういう意味かといいますと、境界の確定に当たつて、すべての関連のさまざまな要素を考えなければなりませんが、まず考える必要のあるのは海洋の地理であります。

東海の地理はどういう特徴があるかといいますと、地図を広げてご覧になれば一目瞭然だろうと思いますが、すなわち東海の中国側の片方は、アジアの大陸の長い海岸線が続いております。日本側の片方は、島のチューイングであります。

このようなアンバランスな海洋の地理の特徴から、日本側の、半分ずつ分けましようという主張は、おそらく国連海洋法条約が定めている原則にはかみ合わないのではないかと思ひます。

中間線というのは、日本側の主張している線であります。別に中日双方が交渉を通じて合意した結果ではありません。いまの中間線は中日双方の間で合意した線ではあります。したがいまして、この線をもつて現在の問題が正しいか、あるいは正しくないかを判断することは、公平さに欠けているのではないかと思ひます。

日本側は日本側なりの主張や、主張する線があつて、中国側としても中国側なりの主張と、主張する線があります。そして、双方が重なつてゐる部分をどうするかについては、私どもは次のように考えます。やはり友好的な話し合いによつて、そして国連海洋法条約の原則に従つて、この問題に善処していくたいと思います。

これは私どもの政策でもあり、願望でもあります。日本が中国の重要な隣国として、中國と協力してこの問題を解決することを希望しております。

黒岩祐治（フジTV） ODAについてうかがいます。これだけ中国が元気になつて、いまだにODAが必要なのかどうか。日本人の多くが疑問に思つてゐるところがありますが、そのあたりの理由を一つうかがいたい。

もう一つ、日中の国民の感情がいい方向に向かつてほしいというお話がありました。歴史教育の中で、過去の戦争のことがことさら強調されて教えられているようですがれども、戦後日本がODAで果たしたことについてはほとんど教育されていないということを聞いております。中国人の皆さんのがんの国民感情、日本に対する感情を和らげることが大使の役割の一つであるならば、ODAについて、大使から、こういうことをやつたんだということを中国の国民にしっかりと伝えていただく、ということを国民の一人として切に願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

王大使 日本が中国に対して、ODA、円借款を提供したことには、その当時の歴史的背景があります。同時に、これは日本政府の

中国に対する友好政策のシンボルの一つでもあると考えております。

長年来、円借款は中国の経済建設に積極的な役割を果たしました。中国の指導者と、中国の政府も、貫してこれを評価し、一回ならず、感謝の意を表明してきたわけです。それと同時に、この協力は互恵、お互いにとつてプラスである。中日経済関係の発展を促進し、そして、日本の企業や商品が中国市场に入るのを支援するためにも役割を果たしてきました。

中国経済は、確かに近年、大きな発展を遂げてまいりました。しかし、中国は全体的にいまだに発展途上国であります。そして、今後もおそらく長い間、発展途上国の地位をそのまま維持していくのではなかろうかと思えます。

そのため私どもは、国際社会が中国の経済発展に対して支援してくださることを歓迎します。これはアジア、そして世界の全体的な経済の発展にとってもプラスになるのではないかとみております。もつとも、こうした協力関係はいうまでもなく、平等、互恵のうえに成り立つものです。

ここ数年、日本の対中円借款は連続して大幅に削減されました。およそ毎年二五%の率で下がっております。現在の年次の総額から

みれば、中国はすでにインドやインドネシアよりも少ない。そして、一人当たりの額からすれば、おそらく中国は、日本からODAを受けたすべての国の中で一番少ないのであります。これはいかと思われます。

もう一つの事情も皆さまに説明したいのですが、ことし、中国が日本に返す額、返済額は、すでに日本からの円借款の額を超えていきます。

大きいマス・メディアの役割

日本のODAのこうした歴史について、中國側が広報していないのだろうか。あるいは中国人民に伝わっていないのだろうか。事実はそうではないと思います。私どもはさまざまなかことを、いくつかのルートを通じて広報してきました。この前、人民大会堂で盛大なレセプションを開催しまして、ODAの中国経済建設における重要な役割、そして中国からの謝意を広報しました。

いまフジテレビの記者の方は歴史教育の中で、多くの内容は戦争に関するものだと指摘しました。私は最初の話で中国と日本の間には二千年の交流があると申しました。当然、その多くの内容が歴史の教科書の中にも反映されるかと思います。鑑真和尚が日本に渡航

する。あるいは日本から空海が中国に渡った。そして、奈良の唐招提寺などのことも、もちろん教科書の中に書かれております。そして近代、日本の中国に対する侵略も書いてあります。これはいずれも事実です。

そして戦後の日本が歩んできた歴史について、そのすべてを中国的教科書に書き込むことは無理なところはありますけれども、しかし、中国はすでに現在、情報社会であります。普通の庶民、特に若い人がさまざまなメディア、特にインターネットなどで、隨時日本のことによく知っています。この面においては、おそらく支障あるいは障害は別にならないのではないかと思います。

私の考えでは、中国の若い人の日本に対する関心は、日本の若い人の中国に対する関心よりも大きいのではないかと思います。これは皆さまが調査、研究をすれば分かることでしょうが。

ですから、お互いの理解を深めるために、私は両国のマス・メディアの役割は大きいと思います。まずは中国のことを日本の国民に伝えていただき、きょうは中国の記者も出席しておりますが、同じように日本国内で起つたことを、中国の人々に紹介する必要があると思います。

董沢嘉雄（日経出身） ロシアのブーチン大統領が最近、中国に行きました。国境問題という非常に難しい問題も含めて、中国側と十三の共同文書に調印いたしました。ロシアと中国の関係はいま蜜月時代とかいう話もあるくらいです。ロシアと中国は何か同盟でも結んでアメリカに対抗しようとか：ロシアと中国の関係についてお話しいただきたい。

王大使 中国とロシアの関係は、冷戦後、新しい関係を築きあげてあります。その最も大きな特徴の一つは、同盟を結ばない。そして、対抗しない。第三国に向けるものではないということです。これは、中ロ関係の発展の経験や教訓を総括したものであると同時に、国際関係が発展する流れにも沿つております。これは中国とロシアとの間の大変重要な政治的共通認識であります。

両国関係がよくなると、第三国に向けるものだと思われます。しかし、そういうような考え方には少し冷戦的思考、少し時代におくれているのではないか。そういうような気がします。

中国はロシアとの間でよい関係を維持するとともに、アメリカとの間でも健全な協力関係を保っております。そして、ロシアとアメリカの間でも正常な協力が進んでいます。

中国とロシアの関係がよくなつたその理由は、やはり中ロ双方ともお互いに尊重し合ひ、信頼し合う、そういうことが基礎にあるのではないかと思います。相手国の利益を損なうようなことをしないことが、隣国関係の中で最も重要な点ではないかと思います。

中ロの経済関係についていえば、まだ貿易量も少ないので、その発展のスピードは大変速いものです。ことしは二百億米ドルにのぼるのではないかと思います。そして、大変大きな潜在力がありますので、これからもより速い全面的な成長をみせてくるのではないかと思います。

宇治敏彦委員長（司会・東京）

どうもありがとうございました。まだまだ皆さん、いろいろお聞きになりたいことがあるかと思いますけれども、時間がかなり押してきましたことで、このへんで締めにさせていただきたいと思います。

いつもは名通訳の楊宇さんも、きょうは、大使が日本語に精通されているので、非常にゆっくりと慎重に訳されたので、それも時間に関係したかと思いますけれども、ありがとうございました。

大使の揮毫は、「客觀、公正、友善」——最後の友善は友好と善意という意味だそうで

すが、日中関係に対する思いが込められているのではないかと思います。大使、ありがとうございました。（拍手）

（通訳・楊宇一等書記官 文責・岩崎）